



一般社団法人

日本通訳案内士団体連合会

Japan Association of Guide-Interpreter Organizations / JAGO

通訳ガイド 賠償責任保険 のご案内

<注意> 保険期間は8か月間になります

保険期間

2026年12月1日午後4時～

2027年8月1日午後4時

募集期間

2026年10月8日(木)～

2026年10月30日(金)

一般社団法人日本通訳案内士団体連合会

日本通訳案内士団体連合会は、2026年10月に法人化しました。

目次

1. 通訳ガイド賠償責任保険とは	P2
2. お支払いの対象となる損害	P5
3. 保険金をお支払いしない主な場合	P6
4. ご加入プラン および 保険契約者と被保険者	P8
5. ご加入の方法と保険料払込方法	P9
6. 万一の事故のときのお手続きについて	P10
7. 重要事項のご説明	P11

1. 通訳ガイド賠償責任保険とは(1)

通訳ガイドとしての業務遂行にあたり職務上相当な注意を行使しなかったことにより負担する法律上の損害賠償責任に起因する損害に対して保険金を支払います。

具体的には、通訳ガイドの業務上のミスで他人に与えた身体の障害、財物の損壊、手配ミス等が原因の他人の財産の損害、および旅行者の手荷物の損壊、紛失、盗難に対して保険金が支払われます。

※実際の保険適用にあたっては、約款・特約に照らし、ケースごとの個別判断となりますのでご注意ください。

対象となる事故例

①通訳ガイド業務中の事故

- ・食べ物のアレルギーに係る情報を誤って伝えたため、お客様がアレルギーを発症し、賠償を求められた。
- ・グループを誘導中に、ガイドが横断歩道のない場所を誘導し、車両と接触しそうになったお客様が転んでケガをした。



②旅行業務の代行に伴う事故

- ・観光中にガイドが溝に落ちて骨折した。ピンチヒッターのガイドが到着するのを待つ間に、予定していた演劇が終了してしまいチケット代の賠償請求を受けた。
- ・航空機の手配手配を誤り、追加費用が発生したため、お客様(または旅行会社)から賠償を求められた。



③受託物の管理に伴う事故

- ・お客様からお預かりした土産物をバスに忘れて、結局出てこなかった。
- ・お客様のカメラでガイドが写真を撮ってあげる際に、カメラを落として破損してしまった。



上記の事故が発生した際の事故現場の保存費用や取り片付け費用、また、他人の身体障害事故が発生した場合の見舞金費用等を補償する「初期対応費用補償特約」が自動セットされています。

1. 通訳ガイド賠償責任保険とは(2)

保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が、通訳ガイド業務^(注1)および通訳ガイド業務に付随する業務^(注2)の遂行に当たり、職務上相当な注意を払わなかったことに基づき、保険期間中に発生した他人の損害（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1)通訳ガイド業務

報酬を受けて、外国人旅行者に付き添い、外国語を用いて旅行に関するガイドを行う業務をいいます。

(注2)通訳ガイド業務に付随する業務

無報酬で行う旅行業務の代行行為であり、旅行業法施行規則第三十二条に規定する行為および旅行会社、派遣会社または外国人旅行者との間で締結される契約書に基づいて行う外国人旅行者の送迎に係る業務、外国人旅行者の宿泊手続きに係る業務または会議体の運営に係る業務をいいます。

※事故は、次の時に発生したものとみなします。

① 事故が他人の身体の障害の場合

⇒ 他人の身体の障害が発生した時

② 事故が他人の財物の損壊または受託物の損壊、紛失もしくは盗取の場合

⇒ 他人の財物が損壊した時または受託物が損壊し、紛失し、もしくは盗取された時

③ ①または②以外の事故の場合

⇒ 通訳ガイド業務委託契約締結の日

※特別補償金が支払われる場合には、損害賠償金とみなされる特別補償金の額を差し引いて保険金をお支払いします。

（重複してのお支払いにはなりません。）

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

1. 通訳ガイド賠償責任保険とは（3）

保険金をお支払いする主な場合

＜初期対応費用補償特約＞（自動セット）

通訳ガイド賠償責任保険（旅行業者賠償責任保険）に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生した場合に、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- （a）事故現場の保存に要する費用
- （b）事故現場の取片付けに要する費用
- （c）事故状況または原因を調査するために要した費用
- （d）被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費
- （e）通信費
- （f）事故が他人の身体に障害が発生した場合であって、その身体の障害について被保険者が支出する見舞金（香典を含みます。）または見舞品購入費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。

ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

2. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦初期対応費用	「保険金をお支払いする主な場合」の「初期対応費用補償特約」に記載のとおりです。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から8ページに記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、8ページに記載のご加入プランに応じた支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金額}}$$

※「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要するので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

※適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、初期対応費用補償特約でお支払いの対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

3. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いしない主な場合

＜普通保険約款によりお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

等

＜特別約款によりお支払いしない主な場合＞

- 被保険者の使用人の故意、詐欺または犯罪（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車または船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 金銭の私用または支払いもしくは回収の不能に起因する損害賠償責任
- 事故発生日から3年経過後、被保険者に対し損害賠償請求を行った者に対する被保険者の損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

等

3. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いしない主な場合

＜初期対応費用補償特約によりお支払いしない主な場合＞

次のいずれかに該当する事由によって生じた見舞金または見舞品購入費用

- 見舞金もしくは見舞品を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
- 保険契約者、被保険者または見舞金もしくは見舞品を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 見舞金もしくは見舞品を受け取るべき者（被害者を含みます。）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- 被害者の心神喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

補償対象外となる事故例

- ・観光中に地震が発生して交通機関が遅延し、帰国の飛行機に乗り損ねた。追加費が発生し、お客様から費用負担を要求された。
⇒地震・噴火・洪水・津波・高潮が原因の事故は、この保険では補償されません。
- ・観光中にガイドが溝に落ちて骨折したことにより、治療費がかかった。
⇒ガイド自身のケガは、この保険では補償されません。
- ・観光中に自分のカメラを落として破損した。
⇒ガイド自身の所有物の損害は、この保険では補償されません。
- ・駅まで移動中にお客様がてんかんをおこし、救急病院に寄ったので列車に遅れてしまった。払い戻しはできない切符だったので、改めて切符を買うことになった。
⇒お客様の責任による事故は、ガイドが賠償責任を負わないため補償対象外となります。

4. ご加入プラン および保険契約者と被保険者

ご加入プランと保険料

	エコミープラン	ベーシックプラン	ワイドプラン
支払限度額 (1事故/保険期間中)	①②： 100万円/300万円	①②： 1000万円/3000万円	①②： 3000万円/9000万円
	③受託物： 10万円	③受託物： 100万円	③受託物： 700万円
	初期対応費用： 50万円	初期対応費用： 300万円	初期対応費用： 500万円
免責金額	1万円	1万円	1万円
保険料 (通訳ガイド1名につき)	1,520円	2,040円	3,400円

* 支払限度額に記載の①～③は、2ページに記載の「対象となる事故例」をご参照ください。

①通訳ガイド業務中の事故、②旅行業務の代行に伴う事故、③受託物の管理に伴う事故

* ③の支払限度額は①②の支払限度額の内枠となります。

* 初期対応費用補償のうち、見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名につき10万円がお支払いの限度となります。

* 支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「お支払いの対象となる損害」(5ページ)をご参照ください。

* 免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。(初期対応費用補償には免責金額の適用はありません。)

* お客様が実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

保険契約者と被保険者

(1) 保険契約者

この保険は、“一般社団法人日本通訳案内士団体連合会”が保険契約者となる団体契約です。

(2) 加入資格者の範囲と被保険者

ご加入いただけるのは、申込入・記名被保険者が一般社団法人日本通訳案内士団体連合会の定款で定めている一般社団法人日本通訳案内士団体連合会の会員団体の団体会員の方である場合で「個人」に限ります。

加入申込書の申込入欄にご記入いただく会員ご本人が本保険の記名被保険者となります。

(3) 保険期間

保険期間は、2026年12月1日午後4時～2027年8月1日午後4時の8か月間です。

5. ご加入の方法と保険料払込方法

STEP 1

【重要】今年度は加入申込票でのお手続きとなります。

■今年度よりご加入の会員さま

- ・パンフレットをご覧ください、加入するプランをご確認ください。
- ・加入申込票をダウンロードの上、直筆にて記入したものを各所属団体にPDFにしてメールに添付もしくは原本を郵送ください。

■前年度よりご加入(継続)の会員さま

- ・前年度ご加入のプランは、webシステムからログインして確認してください。
- ・前年度と同プランでご継続の場合は加入申込票の提出は不要です。
前年ご加入内容に応じて自動継続といたします（保険料は別途払込みが必要です）。
- ・ご加入内容に変更がある場合は、加入申込票を各所属団体へ提出ください。
- ・脱退される場合（継続しない場合）は、10月30日までに各所属団体へご連絡ください。

提出期限：10月30日（各所属団体必着）

STEP 2

■保険料は各所属団体までお振込みください。

* 振込み期限：11月2日（月）

* 振込先口座：各所属団体よりご案内いたします。

* 恐れ入りますが、振込手数料は会員様のご負担となります。

* 期限までに保険料のお振込みが無い場合はご加入いただけません。

STEP 3

■補償の開始は、12月1日です。

＜＜注意＞＞2026年12月1日～2027年8月1日の8か月間の補償となります。

* ご加入いただいた後に、加入者証を発行いたします（1月中旬に郵送いたします）。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

6. 万一の事故のときのお手続きについて

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

① 損害の発生および拡大の防止 ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、保険金の請求を行う場合は、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。

なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるよう相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

7. 重要事項のご説明(1)

2015年10月1日以降始期契約用
通訳ガイド賠償責任保険を
ご加入いただくお客さまへ
重要事項のご説明

この書面では通訳ガイド賠償責任保険（旅行業者賠償責任保険）契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ダウンロードし保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

①保険の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
旅行業者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 旅行業者特別約款 + 通訳ガイド業務限定補償特約 + 支払限度額の変更に関する特約 + 初期対応費用補償特約

(2)補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方)
旅行業者賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者です

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

3～4ページに記載の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

5ページに記載の「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

6～7ページに記載の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客様が任意でセットできる特約はありません。

(4)保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、9ページまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

8ページをご参照ください

②保険料

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、8ページまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

③保険料の払込方法について

9ページをご参照ください。

④満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑤解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じた払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「⑥解約と解約返れい金」をご参照ください。

7. 重要事項のご説明 (2)

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

①ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

②告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項

(告知義務－加入申込票の記載上の注意事項)

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）

加入申込票^(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にこのご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2)ご加入後における注意事項（通知義務等）

ご加入後、次に該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、加入申込票に記載した事項を変更する場合

③補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、9ページに記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

④保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

6ページに記載の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

⑤保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、9ページに記載の方法により払い込んでください。

9ページに記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

⑥解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。

7. 重要事項のご説明 (3)

⑦ 保険会社破綻時等の取扱い

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

⑧ 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

⑨ 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえ申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

7. 重要事項のご説明 (4)

この保険に関するお問い合わせは

●代理店・扱者
株式会社運輸福泉会
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5（海事センタービル7F）
TEL:03-3221-8434 / FAX:03-3221-8435
受付時間 平日10:00～17:00
MAIL: hoken@fukusenkai.co.jp

保険料の振込みに関するお問い合わせは

●保険契約者
一般社団法人日本通訳案内士団体連合会
メールアドレス: hoken@tsudanren.org
受付時間: 9:00～17:00
(年末年始・土日・祝日は休業させていただきます。)

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは
三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。



<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022-808(有料ダイヤル)

受付時間: 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のHPをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社**

三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。

三井住友海上火災保険株式会社として手続きいただきました保険契約につきましては、合併後の新会社へ継承させていただきます。

合併後も一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。2027年4月1日以降の各種ご連絡先等は以下の通りです。

1. お客さまデスク（引受保険会社へのご相談・苦情がある場合）

0120-144-822(無料)

チャットサポートなどの各種サービス



こちらからアクセスできます。

<https://www.msa-ins.com/contact/cc/>

2. オフィシャルサイトのURL

<https://www.msa-ins.com/> となります。

3. その他

引受保険会社の連絡先は変わる場合があります。代理店・扱者の連絡先は変わりませんので、お問い合わせは代理店・扱者までお願いします。

事故発生時のご連絡先（事故受付センター・0120-258-189）は2027年4月以降も変わりません。